

第6回

多重債務者対策本部有識者会議

2007年4月6日

金融庁 総務企画局

吉野座長 それでは、時間になりましたので、第6回の多重債務者対策本部有識者会議を開催させていただきます。

今日は、お忙しい中をお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

本日の会合も、前回の会合に引き続きまして、報道関係の方々が傍聴されておりますので、あらかじめご承知おき願いたします。

本日は、議題といたしましては、これまで会合で出されました主なご意見を踏まえまして、さらに各省庁のご意見も伺いながら、最後の取りまとめという方向で議論していただきたいと思ひます。

それでは、大森参事官から事務連絡をお願いいたします。

大森信用制度参事官 配布資料について申し上げます。

本日、事務局からは、ただいま座長からお話もありましたように、これまでの当会議における議論を集約し、取りまとめた多重債務問題の解決に向けた方策について、資料6-1をお配りしております。

また、宇都宮委員から、総合的多重債務対策についての意見、資料6-2が提出されております。席上の方々には、日弁連作成の2005年破産事件及び個人再生事件記録調査をお配りしております。また、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会からも資料6-3の提出がございます。ご議論の参考にさせていただければと存じます。

以上でございます。

吉野座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入らせていただきたいと思ひます。

前回の会合で、多重債務問題の解決に向けた論点メモというのをお配りいたしまして、皆様方からご意見をいただきました。本日は、これまで皆様方からいただきましたご意見をもとに、資料6-1に多重債務問題の解決に向けた方策について（有識者会議による意見取りまとめ（案））という形でご紹介させていただきたいと思ひます。

本日は、まさにこの議題の表にございますように、取りまとめでございますので、できれば取りまとめる方向で是非ご意見をいただければと思っております。

最初の30分ぐらいで事務局の方からこの取りまとめ案を説明していただきまして、その後皆様方からご意見をいただきたいと思っております。

それでは大森参事官よろしく願ひいたします。

大森信用制度参事官 本日ご意見をいただきまして取りまとめということになりましたら、

政府対策本部としてお預かりしまして、行動計画を策定していくことにしておりますが、政府の行動計画が有識者会議のご意見から後退しているというようなことがないように、省庁間でも精一杯の意見交換をしてきているところでございます。

なお、各省庁が同じことを言うにしても、できることしかやりませんというのと、できる限りのことをやりますというのは全然印象が違うんですけども、表現能力の優劣はあるかもわかりませんが、気持ちとしてはできる限りのことをやりますということで、この報告案がまとめられているということをご理解いただければと存じます。

それでは、大沢君、高速で読んでください。

大沢補佐 それでは読み上げさせていただきます。

はじめに。

現在、我が国においては、消費者金融の利用者が少なくとも約1,400万人、そのうち多重債務状態に陥っている者が20万人超に上ると言われている。

昨年の臨時国会において成立した改正貸金業法により、貸付けの上限金利の引き下げ、貸付残高の総量規制の導入等の施策が講じられることとなったが、これは、貸し手への規制を通じて新たな多重債務者の発生を抑制しようとするものである。

一方で、今後、改正法完全施行に向けて、既存の借り手や、相対的にリスクの高い新規の借り手に対して円滑に資金が供給されにくくなる可能性は否定できず、さらに、いわゆるヤミ金がかこうした借り手を対象に跋扈することも懸念される。

そこで、いわば「借り手対策」として、特に、現に多重債務状態に陥っている者に対して、債務整理や生活再建のための相談（カウンセリング）を行い、解決手段の一方法としてセーフティネット貸付けを提供するとともに、新たな多重債務者の発生予防のため、金融経済教育の強化を図ることが喫緊の課題となっている。また、ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化も不可欠である。

これらの課題を検討するために、昨年末に内閣に多重債務者対策本部が設置され、多重債務者対策の基本的方針を議論するため、この有識者会議が設けられた。

有識者会議においては、本年1月以降6回にわたって議論を重ね、多重債務者の相談やセーフティネット貸付けにおいて先進的な取り組みを行っている地方自治体の方々や関係団体からのヒアリングも行いながら、多重債務者対策のそれぞれのテーマについて、どのような方策が考えられるか検討を行ってきた。

以下、各テーマごとに、当会議において多く表明された意見等を踏まえて、直ちに取り組む

べき方策として、有識者会議としての意見をとりまとめたものを提示する。

今後、多重債務者対策本部において、このとりまとめの内容に基づいて、早急に具体的な措置を検討した上で「多重債務問題改善プログラム」を策定し、政府及び関係者が一体となって実行することを強く要請する。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備。

(1) 当会議による現状認識。

現在、我が国において多重債務状態に陥っている者は少なくとも200万人に上ると言われているが、そうした多重債務者の中で、相談窓口やカウンセリング主体にアクセスできているのは2割程度と指摘されている。こうした中で、残りの8割をどのように掘り起こし（発見し）、問題解決に導くかが喫緊の課題である。

多重債務者の事情を聞いて債務整理など具体的な解決のアドバイスを行い得るカウンセリング主体は、現状では、弁護士会・司法書士会のほか、財団法人日本クレジットカウンセリング協会、日本司法支援センター（法テラス）（民事法律扶助）などがあるのみであり、カウンセリングの量・質がニーズに追いついていないものと考えられる。また、カウンセリング主体相互のネットワークの構築が不十分と考えられる。

金融庁、総務省が共同で、全国の市町村に対して、多重債務者への相談の対応などの取り組みについてアンケート調査を実施し、その結果が当会議に報告された。

住民からの多重債務問題に関する相談があった場合の主な対応としては、他の相談機関等への紹介を挙げた市町村は全体の約94%あったが、相談者からの事情の聴取や解決方法（任意整理、特定調停、個人再生、破産等）の検討、助言を挙げた市町村は、それぞれ全体の約41%、約22%にとどまっている。

一方で、住民からの多重債務に関する相談に対して、「消費生活センターを設置し、対応している」、または「消費生活センターは設置していないが、消費者問題の相談窓口を常設し、対応している」と回答した市町村は、全体の約49%ある。また、多重債務問題も扱う消費者相談の専任者を置いている市町村は全体の約28%ある。

相談対応は自治体によってばらつきがあるが、概して町村に比べて市の方が相談内容が充実している。ただし、市において比較的人口規模が大きい自治体や消費生活センターが設置されている自治体でも、事情の聴取や解決方法の検討、助言は行わずに、他の相談窓口等への紹介にとどまっているケースも多く見られる。

ただし、現状では、今後の取り組みの拡充については、市町村のうち約71%が専門的知識の不

足を、約55%が財政的、人間的な困難を指摘している。

多重債務者は、生活保護申請者や公営住宅家賃滞納者等の中にも多く存在するとの指摘がある。これらの者に接するのは自治体の相談対応部署以外の部署であり、部署間の連携協力により、多重債務者の掘り起こし、問題の総合的解決を図ることが可能となり得る。

上述の自治体アンケート調査においては、関係部局で多重債務問題を抱える者に対応した場合に、関係部局と連携を図っているかとの質問に対して、「相談窓口是直接連絡し、相談に誘導する」または「相談窓口の連絡先等を教える」との回答を行った市町村は全体の約49%見られた。

一方、当会議では、多重債務問題に先進的な取り組みをしている自治体の方々からヒアリングを行った。住民が抱える問題の深刻さを認識し、自らの仕事に使命感を持って取り組む職員の存在が共通して見られ、そうした方が少数でも、場合によっては1人でも、相当の成果を上げている事例が見られた。

(2) 当会議における意見の取りまとめ。

多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれがある中で、相談体制の強化はすぐに措置すべき課題であり、少なくとも「できるところからやり始める」ことが重要と考えられる。

その際には、国は自らできる限りの取り組みを行うとともに、地方自治体の取り組みも重要となってくる。

地方自治体（特に市町村）は、住民から最も身近で、住民との接触機会も多く、現状でも消費生活センターやその他の相談窓口で多重債務相談に応じているところもあり、消費者基本法上、国とともに消費者政策の担い手であることから、「多重債務者への対応は自治体自らの責務」との意識を持って、自ら主体的に相談窓口における積極的な対応を行うことが望まれる。

地方自治体は、複数の部署で住民への様々な接触機会があり、多重債務者の掘り起こし（発見）について、他の主体に比べて機能発揮を期待できるものと考えられる。また、生活保護や児童虐待対策など、多重債務者が抱え得る多重債務以外の問題も含めて、総合的に問題を解決する役割も期待できるものと考えられる。

そうした機能を効果的に発揮するために、それぞれの地方自治体内の各部局間の連携を進めるよう要請すべきである。例えば、生活保護を担当する福祉事務所、家庭内暴力・児童虐待、公営住宅料金徴収の担当部署等で多重債務者を発見した場合、相談窓口是直接連絡して誘導するといった取り組みが求められる。

地方自治体は、地域の窮乏化防止、保険料、公共料金等の納付確保の観点から、地域の多重債務者の相談に積極的に取り組むメリットもあるとの指摘が多く見られた。

相談窓口における対応としては、多重債務に陥った事情を丁寧に聴取し、考えられる解決法の選択肢（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等）を検討、助言し、必要に応じて専門機関（弁護士、司法書士、医療機関等）に紹介、誘導するといったプロセスをとることが望ましい。

ただし、全ての市町村に一律の対応を求めるのではなく、比較的対応能力が認められる自治体に対して、事情の聴取や解決方法の検討、助言ができるよう、相談体制、内容の充実を要請していくことが考えられる。

イ、その際には、まずは、相談窓口が整備されており（自治体アンケート調査によれば「消費生活センターを設置し、対応している」、または「消費生活センターは設置していないが、消費者問題の相談窓口を常設し、対応している」と回答した市町村は、全体の約49%）、さらに、多重債務問題も扱う消費者相談の専任者を置いている市町村（同じく全体の約28%）が対象として考えられる。（上述のアンケートによれば、この両者を満たす市町村は約21%（386市町村）、このうち市は325市。）

ロ、また、これらのほかにも、例えば、消費生活センターを設置していたり、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市においても、相談体制、内容の充実を要請していくことが考えられる。

ハ、また、これ以外の市町村においては、多重債務者を発見した場合には、都道府県など他の自治体やカウンセリング主体への適切な紹介、誘導を行うよう要請していくべきと考えられる。

こうした取組みを行った上で、遅くとも改正貸金業法完全施行時には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現するよう要請していくべきと考えられる。

また、自治体の相談体制、内容の充実に当たっては、自治体アンケート調査からも、国とともに、都道府県に大きな役割が期待されているものと見られる。

都道府県には、まず、消費生活センター等の自らの相談窓口において、事情の聴取や解決方法の検討、助言ができるよう、相談体制、内容の充実を要請していくべきである。また、十分な相談対応のできない市町村の住民に対して相談を行う補完的役割を担うことを要請していくべきである。

さらに、例えば、各市町村からの照会に対応するホットラインを設けるなど、市町村からの

照会、相談に応じるとともに、市町村が専門機関と円滑な連携ができるように、弁護士、司法書士、関係団体のネットワークの構築等を支援、指導するよう要請すべきである。そうした観点から、各都道府県において、都道府県庁の関係部署、都道府県警察、域内の弁護士会、司法書士会、多重債務者支援団体、その他関係団体で、「多重債務者対策本部（または同協議会）」を設立し、都道府県内の多重債務者対策推進のために必要な協議を行うよう要請すべきである。その中で、特に、都道府県が弁護士会、司法書士会に対して、多重債務問題に積極的に取り組んでいる弁護士、司法書士のリストアップを求めるよう要請すべきである。

また、各自治体は、自治体の相談員等の研修に際して、各地の弁護士会、司法書士会を十分活用すべきと考えられる。

自治体アンケート調査によれば、自治体の相談体制、内容の充実に当たって最もネックとなるのがノウハウ不足である。したがって、国は、それぞれの自治体における取組みが円滑に進むよう、先行的な取組みを行っている地域の例も参考にして、相談マニュアル（具体的な事例に沿って平易で実践的なマニュアルとする）を作成したり、国民生活センターなどにおいて相談員向けの研修、指導の機会を設けることが必要と考えられる。また、各自治体の相談担当者相互間の情報交流も促すべきと考えられる。

さらに、財務局など国の機関においても、相談体制の強化、相談内容の充実を図っていくべきと考えられる。

この点に関して、国においてコールセンターを設置すべきとの意見があったが、これについては、相談の大半がまずは電話によるものが多く、効果的ではないかとの指摘がある一方で、多重債務者の相談は、多重債務に陥った事情を丁寧に聞くことに加え、過去の契約書等の精査等も必要であり、電話では難しい場合が多いとの指摘もあった。

いずれにせよ、例えば、金融庁等、国の機関の相談窓口や法テラスの相談窓口について、広報・周知に努めるべきである。

国民健康保険料（税）については、新年度の厚生労働省のモデル事業として、滞納者の相談体制を整備し、その中で多重債務者については弁護士会に相談者を回す仕組みができようとしており、他の分野も含めて、こうした相談窓口と専門機関（弁護士会等）が連携する取組みをさらに推進すべきとの指摘があった。

昨年10月に発足した日本司法支援センター（法テラス）においては、問い合わせの多くが借金問題である。法テラスについては、その存在と業務内容を国民に周知するための広報活動を強化するほか、他機関との連携を強化し、カウンセリング主体に関する情報を集約すること

により、適切に他機関の紹介を行える体制を整備すべきと考えられる。さらに、職員に対する多重債務問題についての研修を充実すべきである。

また、法テラスでは、資力の乏しい者に対して裁判費用等の立替えや弁護士等による無料法律相談などを提供する民事法律扶助業務を行っているが、その適切な活用を促進するため、周知活動を一層充実させるべきである。一方、同業務に利用者が集中し、扶助を受けるために長期間待たなければならない状態が生じているとの指摘もあることから、体制の整備強化や手続の迅速化を図り、そのような状態が生じないよう適切な運用を図るべきである。

上記のような取組みとあわせて、業界としても、カウンセリング体制を整備し、多重債務者への相談が幅広く行きわたるよう、財団法人日本クレジットカウンセリング協会（業界が相談経費を拠出し、無料相談を実施。現状では全国に3カ所。）の拠点の増設を行うべきであり、少なくとも各ブロック単位（全国11カ所）で拠点を設置できるよう、早急に取り組むべきである。

また、改正貸金業法を受けて、貸金業者は、多重債務状態に陥った利用者を発見したら、適切にカウンセリング主体に紹介、誘導するよう努めるべきである。

さらに、金融機関においても、「おまとめローン」といった形で既存債務の整理のための商品を提供している例が見られるが、窓口において多重債務者を発見した場合には、適切にカウンセリング主体に紹介すべきとの指摘も見られる。

相談者にとって弁護士、司法書士事務所は敷居が高いのではないかとの指摘があるが、地方自治体の相談窓口やその他のカウンセリング主体において、事実関係の整理等を丁寧に行った上で、弁護士、司法書士に紹介、誘導することにより、弁護士、司法書士による効率的、効果的かつ低コストの対応ができるものと考えられる。その際に、当初相談に応じた者が相談者を弁護士、司法書士事務所に直接連れて行くといったことが効果的との指摘があった。

さらに、弁護士、司法書士側でも、敷居を低くする努力を行う必要があり、弁護士、司法書士が少ない地域には出張相談を実施したり、利用した場合の標準的な費用の公表等を検討すべきとの指摘があった。

それぞれの主体における相談体制の強化、相談内容の充実は、すぐに着手し、遅くとも、改正貸金業法完全施行時までには実現すべき課題であるが、当面、定期的に当会議の場においても進捗状況をモニタリングしていくことが必要である。また、自治体アンケート調査についても定期的実施すべきである。

相談窓口の存在を多重債務者に周知するため、国や自治体の広報を活用すると同時に、貸

金業者の広告や店頭で相談窓口の連絡先を案内させるなど、貸金業の利用者にとって、最も身近な局面でも周知し得る工夫を検討するべきではないかとの指摘が多く見られた。

近年、いわゆる学生ローンを利用する大学生が増え、大学生においても多重債務状態に陥る者が増えているとの指摘があった。こうした状況を踏まえれば、各大学に対して、学生やその家族を対象にした借金に関する相談に適切に対応するよう、要請すべきと考えられる。

多重債務に陥り、自己破産や債務整理等を行った者については、事後的に再び多重債務に陥らないように、例えば、債務整理等を担当した弁護士等が、一定の学習プログラムを実施するといった工夫が必要ではないかとの指摘があった。

2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供。

(1) 当会議による現状認識。

貸金業者からの返済に窮した場合、通常であれば解決法は任意整理、自己破産等といった手段しかなく、特に自己破産等については、自宅を失ったり、勤務先を解雇されるリスクなどを考慮して債務者が躊躇する場合もあると指摘されている。

また、一旦自己破産等を経ると、金融機関や貸金業者からの借り入れが難しくなり、例えば、教育資金など生活に不可欠な資金調達すら難しくなっているとの指摘がある。

現在、消費者金融の成約率が低下しているとの指摘がある。さらに今後、上限金利が引き下げられると、貸金業者の審査が厳格になり、相対的にリスクの高い借り手に円滑な資金供給が行われにくくなるおそれがある。

一方、多くの消費者金融の融資は、一定の貸倒れが発生することを前提に、高金利で、簡素・定型的な審査によりスピーディーに行われている。自動契約機による契約件数が6割、対面による契約件数は約15%とのデータもある。

これに対して、岩手県消費者信用生活協同組合は、家族も含めた丁寧な相談、解決方法の一つとしての低利融資の提供、県内各市町村の預託金による信用付与を前提に、多重債務者向けの融資で極めて低い貸倒率（約0.1%）を実現している。

既存の公的セーフティネット貸付けは、消費者金融の規模（例えば年利20%以上の貸付けは約15兆円）に比べて小規模である。例えば、低所得世帯向けには、地域の社会福祉協議会による緊急小口貸付等の制度があるが、貸付実績が少ない。（緊急小口貸付の新規貸付実績は17年度で0.8億円。）

事業者向けには、国民生活金融公庫等による、経営環境変化対応資金等のセーフティネット貸付（社会的、経済的環境の変化等外的要因による一時的な経営困難に対応するものであり、

事業の回復の見通し等一定の要件が求められる)があるが、19年度からは、再チャレンジ支援策が実施されることとなっている。

なお、セーフティネット貸付けについては、消費税の滞納があったり、商工ローンの借換えの場合に融資が受けにくい実態があるのではないかと指摘があった。

(2) 当会議における意見の取りまとめ

既存の公的な貸付制度については貸倒率が高く、結局、借りた資金が貸金業者からの既存債務の返済に回っているだけではないかと批判がある。

今後、高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付けを充実させる際には、それぞれの地域において、例えば岩手県消費者信用生活協同組合の取組みを一つの参考に、「顔の見える融資」(相談者との顔の見える関係を構築することによって、相談者のリスクを下げる地道な努力としての丁寧な事情聴取、解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務問題の解決に資する場合に限って、低利の貸付けを行う)を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていくべきと考えられる。

こうした貸付けを行う主体としては、きめ細かい相談対応が前提となることから、各地域に根づいた非営利機関(生協、NPO、中間法人等)や、民間金融機関(労金、信金、信組等)が考えられる。ただし、民間金融機関の場合には、収益性の観点からこうした取組みが可能かさらに検討が必要と考えられる。

例えば、岩手県消費者信用生活協同組合のように、非営利機関(生協、NPO、中間法人等)が新たに高リスク者への貸付けを行う場合に、その原資を集めるには、公的な信用付与が必要と考えられる。

その場合、公的資金を直接拠出する形をとると、貸し手側にモラルハザードが発生するおそれがあるので、例えば、当該非営利機関に融資を行う金融機関に自治体が預託金を預けるといった岩手県消費者信用生活協同組合の例が参考になると考えられる。

大森信用制度参事官

また、既存の消費者向けセーフティネット貸付け(地域の社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等の制度、自治体による母子寡婦福祉貸付金制度、労働金庫による自治体提携社会福祉資金貸付制度等)についても、丁寧な事情聴取、解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務の予防・悪化の防止に資する場合に限って、低利の貸付けを行う取組みを進めることにより、受け皿としての活用を促進することが望まれる。

このうち、地方の社会福祉協議会による生活福祉資金貸付け、自治体による母子寡婦福祉

貸付金制度の実施に際しては、利用促進と貸し倒れ抑制の両立を図るため、制度の周知を図るほか、事前相談や事後モニタリングを充実させるとともに、貸付けに当たって、必要な場合には、弁護士等多重債務問題の専門家への紹介、誘導を図る。このため、生活福祉資金貸付については、例えば家庭訪問等により相談を行う民生委員に対し、債務整理等に関する知識を周知するための研修を行うとともに、弁護士会等との提携を強化するべきである。

さらに、生活福祉資金貸付については、消費者金融の貸付規模や、生活保護の給付規模と比較して極めて少額にとどまっている現状にかんがみ、地域の関係機関とも連携して制度の周知を行うとともに、関係機関が対象者を確実に誘導し、返済能力が見込まれ、多重債務の予防・悪化の防止につながるニーズを確実に満たすよう、対象者、貸付実績の拡大に取り組むべきである。

そもそも、これらのセーフティネット貸付け等は、あくまで多重債務問題解決の一手段であり、まずは丁寧な事情の聴取と債務整理等も含めた解決方法の検討が対応の前提となる。

このため、相談窓口と、セーフティネット貸付けを行う主体とのネットワークの構築、連携促進が必要と考えられる。

なお、所得そのものが低い者を対象とした社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられずに高金利の貸付けがそれを代行しているとの指摘があったが、そのような事態が発生しないよう、適正な運用を図る必要がある。

また、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障する安全網として一層適切に機能すべきという観点から、最低賃金制度についても適切な見直しが行われることが期待される。

政府系金融機関によるセーフティネット貸付けについては、まず債務整理等をしないと、返せない債務を増やすことにつながり得る。したがって、政府系金融機関は、きめ細かく融資申込者の状況を把握し、必要な場合には、弁護士等多重債務問題の専門家への紹介、誘導を図るべきである。また、カウンセリングを行う専門家への周知を徹底するなど、広報の充実に努めるべきである。

また、商工ローンの利用者の中には、経営が既に悪化しているにもかかわらず、無理に事業継続を図ったため、高金利による融資に頼らざるを得なくなった者が少なくないとの指摘を踏まえ、早期の事業再生や再チャレンジを支援するため、中小企業再生支援協議会（全国47カ所）による債務整理を含む事業再生の相談業務の充実に加え、こうした取組みを一層推進すべく全国約280カ所に再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導

入されるので、その積極的な活用を促すべきと考えられる。

なお、当会議においては主に消費者金融の利用者を念頭に置いた議論が行われてきたが、事業者金融については、利用者の性格が消費者金融とは異なることを踏まえ、今後とも実態を十分注視していく必要があるとの指摘があった。

また、事業者に関しては、近年、手形の流通量が減少し、手形割引による資金調達ができなくなったり、譲渡禁止特約付きの債権が増えていることなどにより、中小企業の円滑な資金繰りに困難が生じているので、改善策を検討すべきとの指摘があった。

3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

(1) 当会議による現状認識

現在の消費者金融利用者は、一般に、借りに際して借りやすさを重視し、金利水準に余り関心を払わない傾向が見られる。また、リボルビング取引において、月々の最低返済額で返済し続けても、返済の大部分は金利の支払いに充てられ、元本はわずかしか減少しないことへの認識も低く、お財布感覚で借入れを増やしている者が多く見られる。そのうち、新たな借金は既存の借金の返済のために行うという悪循環に陥り、場合によってはヤミ金の犠牲になっている。

一方、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策（債務整理などの制度や相談窓口の存在）については、例えば、高校の家庭科の教科書には掲載されている例も見られるものの、実際の教育現場では十分教えられていないのではないかと指摘がある。

これらの内容の教育は、一部の学校においては、弁護士会、司法書士会や自治体職員などの専門家が直接出向くことによって実施されている。ただし、あくまで学校や教師が問題意識を有し、自ら出前講座を開催して専門家を招くことが前提となっている。

先述の自治体アンケートによれば、自治体職員が講師となったり、自治体が主催して専門家を講師に招いたりして、学校において借金に関する教育を行っているとの回答が得られた市町村は、全国の市町村のうち約8%（138自治体）である。

多くの若者が多重債務問題に直面しているとの指摘がある。例えば、消費者金融大手5社の新規利用者のうち4割超は20歳代となっている。また、大学生でも、携帯電話等を利用して容易に借入れが可能であり、いわゆる学生ローン等を利用した結果、多重債務状態に陥っている者が多く見られるとの指摘がある。

小・中・高等学校が教育内容を定める際には学習指導要領に従うことになるが、現在の学

習指導要領には、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策（債務整理など）などについての記述はない。しかし、例えば高校の家庭科の学習指導要領は、「消費者の権利と責任については、契約、消費者信用、問題の発生しやすい販売方法などを取り上げて具体的に扱うこと」とされている。

成人してからの消費者教育については、弁護士会、司法書士会や自治体職員などの専門家の努力に委ねられている。

自治体アンケートによれば、自治体職員が講師となったり、自治体が主催して専門家を講師に招いたりして、借金に関する消費者教育を行っているとの回答が得られた市町村は、全国の市町村のうち約19%（349自治体）である。

（２）当会議における意見の取りまとめ

主に現在の多重債務者救済のための相談体制の整備等とともに、対策の車の両輪となるものが、多重債務者発生防止のための教育であり、極めて重要な課題である。

特に、学校教育については、社会に出る前に、高校生までの段階で、すべての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策（債務整理などの制度や相談窓口の存在）等の知識を得ることが必要である。

そのため、まず、当面の対応策として、各学校のホームルーム活動等において、借金に関する問題について取り上げるよう促すことを検討するべきである。

さらに、現在改訂作業が進められている高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討すべきである。

学習指導要領の見直しの内容を踏まえて、担当のすべての教師がこうした問題を教えることができるように、教員養成課程のカリキュラムに組み込むとともに、現職の教員への研修を行うこと等が必要と考えられる。研修については、自治体や弁護士会、司法書士会等の関係団体の協力が期待される。

また、教科書においても、上記の学習指導要領の見直しも踏まえた記述がなされることが期待される。

大学においても、大学生協等によりクレジットカードを取得、利用するようになることから、特に入学時、卒業時においてクレジットカードを含む借金の問題が周知徹底される機会をつくるよう、文部科学省より各大学に対して周知徹底を図るよう要請すべきと考えられる。

借金問題の教育については、PTAに対する働きかけ等も含め、親子で学ぶなど、教え方の工夫をするべきと考えられる。

こうした取組みを行うに当たっては、金融広報中央委員会等の既存の取組みも踏まえつつ、文部科学省や金融庁が連携した取組みを進めるべきと考えられる。

また、地域ごとに学校教育における取組みを促進するためには、専門家の協力を仰ぐことが重要であるとともに、多重債務者対策のために地域の関係者がネットワークを構築する場合に、校長会もネットワークに組み込むことが重要と考えられる。

成人の消費者教育については、消費者金融からの借金、クレジットカードによる借金、住宅ローン等も含めた問題について、学校教育同様、弁護士会、司法書士会などの関係団体や、自治体等による主体的な取組みが期待される。

一方、貸金業者による広告などにおいて、上限金利の存在や金利、返済額等について周知することも、消費者教育と同様の効果が期待できるものと考えられる。

多重債務問題の根本的な解決のためには、借金の具体的な問題に加えて、あるべき生活設計や生活信条に関する教育、啓発に取り組むことが必要と考えられる。

4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化。

(1) 当会議による現状認識。

純資産要件の引上げ等を含め、今回の改正法が全て施行されれば、昨年3月末時点で約1万4,000の登録貸金業者が大幅に減少するのではないかと指摘されている。こうした中で、貸金業者の廃業等に伴って債権がいわゆるヤミ金に譲渡されたり、上限金利引下げや総量規制によって借りられなくなったリスクの高い借り手が、ヤミ金の被害に遭うのではないかと指摘も見られる。

現状では、ヤミ金が堂々とスポーツ紙等に広告を出したり、駅前で宣伝を行ったりしており、取締りが不十分なのではないかと指摘がある。また、電子メールによる勧誘が活発化しているのではないかと指摘もある。

ヤミ金の中でも連絡先のわかる登録業者は減少する一方で、携帯電話を利用して所在や実態を明かさないうわゆる090金融など、ヤミ金の手口は高度化しており、捜査、取締りが困難化している。

このようなヤミ金からの取立ては被害者の親族や職場などに及び、大きな被害をもたらしている。

ヤミ金からの厳しい取立てに追い詰められて警察に相談しても、警察署や警察官によっては「借りたものは返すべき」と発言するなど、対応にばらつきがあるとの指摘がある。

(2) 当会議における意見の取りまとめ

今回の改正貸金業法の規制強化を実効的なものとし、借りられなくなった人がヤミ金の被害に遭うことを防止するには、違法な高金利・無登録営業等のヤミ金を撲滅することが不可欠である。

このため、警察や監督当局は、ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底すべきである。警察においては、一定期間は集中取締本部を維持し摘発を強化すべきである。

無登録業者だけではなく、高金利等の違法な貸付けを行う悪質登録業者の徹底排除が必要である。このため監督当局は、悪質登録業者の監督上の処分を徹底するとともに、警察への一層積極的な情報提供も図るべきである。

ヤミ金による被害相談を受けた警察や監督当局は、迅速に被害をストップするため、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するよう、電話による警告等を積極的に行うべきである。特に、警察は、ヤミ金による取立てを少しでも早くストップさせるよう、携帯電話不正利用防止法に基づき携帯電話の利用停止の制度を積極的に活用することを検討すべきである。

本通常国会で成立した、犯罪による収益の移転防止に関する法律においては、郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出が義務づけられたところであり、その施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用すべきである。

警察は、現場の警察官が貸金業を営む者による違法行為に対して、適切な対応ができるよう徹底するために、平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布し、制度の基本的な知識を周知すべきである。そのマニュアルは具体的な相談に対応できるような内容とし、ヤミ金からの借り入れには返済義務がない場合があることを明記するとともに、警察以外の適切な相談窓口の紹介についても盛り込むべきである。

自治体やカウンセリング主体は、ヤミ金の被害者から相談を受けた場合には警察に通報するなど、相談窓口と警察の連携を促進するべきと考えられる。

なお、ヤミ金対策としては、これまでの対策の経緯とヤミ金の現状にかんがみると、警察による取締りの強化等の措置に加えて、ヤミ金業者の債務者を保護する仕組みなど、ヤミ金業者の需要を減ずる措置を検討するべきではないかとの指摘があった。

5．上記以外の取組み

貸金業者側に、債務者の返済能力を超えた高金利、過剰貸付けのもとにおいては、貸したものを返すのが当たり前、当初約束した金利で返すのは当然という原則が当てはまらないこと、また、多重債務問題の解決は貸金市場の健全化のために不可欠であることを認識させるための取組みを検討すべきとの指摘があった。

多重債務者が自殺に陥らないようにする取組みについて、政府の自殺総合対策会議における議論と連携しつつ、必要な検討を行うべきである。その際には、多重債務者への相談を適切に行うことが自殺対策として有効であることを確認する必要がある。

また、現在、民間団体が借金による自殺への対策として、自殺者が多い場所に自殺防止の立て看板設置活動を行っているが、そうした活動を評価し、推進していく必要があるとの指摘が多く見られた。

信用情報機関や貸金業者が保有する情報が流出し、多重債務者の名簿がヤミ金に出回るなどといった事態を招かぬよう、貸金業者に対する監督とともに、信用情報機関のガバナンス、情報管理体制を徹底すべきである。

貸金業者の広告については、借り手保護の観点から、方法や内容等を制限する具体策を検討すべきである。

貸金業法における弁護士、司法書士が受任通知を行った場合の取立て禁止に加え、行政の相談窓口や他のカウンセリング主体において、迅速かつ確実に相談者を債務整理に導く体制が整備されることを前提に、一定期間は取立てが停止されるような仕組みを検討すべきという指摘があった。

改正貸金業法の円滑な施行の観点から、これまで以上に金融庁、財務局、都道府県における検査監督体制を充実強化するべきである。現状、国（財務局）は登録業者数700余に対し、専担の監督人員が極めて少数にとどまっており、都道府県についても、登録業者計1万3,500余に対し、検査監督人員が600人弱にすぎない現状にある。改正貸金業法の適正な執行を確保する観点から、監督体制の早急な強化が望まれる。

今後多重債務者対策本部において決定される「多重債務問題改善プログラム（仮称）」については、対策本部並びにこの有識者会議において、進捗状況のチェックを定期的に行うことにより実効性を確保すべきである。

以上でございます。

吉野座長 非常に迅速に読んでいただきまして、どうもありがとうございました。

皆様、全部ご理解いただけたと思います。

それでは、残りました時間で全体の流れ、あるいは各部署に関しまして、どなたからでも結構ですので、是非まとめる方向でご議論いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

本多委員どうぞ。

本多委員 被害者連絡協議会、本多です。

多重債務者をなくすための方策が今、まとめられようとしていることに非常にうれしく思っております。

全体としてすごく良いんですけれども、1つ、財団法人日本カウンセリング協会が今3カ所で相談をやっていますが、私はこれを11カ所に広げるという問題については反対です。

といいますのは、そもそも貸し手側がお金を出して相談する。これは貸し手の責任なんだからお金を出せばいいという説もないわけではありませんけれども、そもそもそこには期待できないと思います。やっぱり公平に相談できるのは、地方自治体相談窓口だろうと思っています。カウンセリング協会が設立されたときに、私たちは、この設立に反対をしました。それはまさに債権回収の機関になるのではないかという指摘からです。

現状、今、3カ所でやられておりますけれども、これは弁護士さんが入ってきちっと利息制限法に基づく債務整理をやるということで、かろうじてその危険性が回避されているということですから、それをさらに広げるということについてはどうかと思っています。

それから経費の割には、そんなに相談件数も多くはできていなくて、実効性が少ないという指摘もあったように思いますし、それは是非検討をしていただきたいと思っています。

それから私の資料6-3について、若干、その部分も今入っておりますけれども、まず相談窓口の関係で言いますと、債務者が安心して相談できる。相談したら、明るい笑顔で帰って行けるような優しい相談を是非してほしいということで、やっぱり借金の解決は必ずできるんだと。決してあきらめちゃいけないんだ。まず、相談しましょうという広報をしっかりと、せっかく市町村は素晴らしい広報の機関を持っていますから、これをフルに活用して、相談マニュアルもしっかりしたものを作ってやっていただきたいと思っています。

資料6-3の中に、後段の部分で、これは盛岡市消費者生活センターが、一昨日の4日、市役所全体で多重債務者を積極的に支援しますと。生活再建を進める包括的支援プログラム始動ということで、インターネットに出ておりました。これを早速了解を取りまして、今日の添付資料にさせていただきました。非常に債務者の気持ちをつかんだといいますか、きちっとした対応ができていることと、各関係部署との協議の中で被害者を新たに発見し、解決へ向かうプロセスが書かれております。その相談の対応ぶりのことについても書かれておりますので、これは非常に参考になるし、全国の市町村でも相談活動やるに当たっての、一つの相談マニュアルにも転化できるのではないかとということで添付をさせていただきました。

それは自殺防止の看板設置の関係なのですが、ここで民間団体がやることを非常に評価する

という位置づけをされて大変ありがたく思っております。実は、富士の樹海に自殺防止の看板を立てた経過が、私の資料の4ページでちょっと触れております。それから看板の設置だけではなくて、クレサラ、「多重債務による自死をなくす会」という活動も今、始まったばかりです。それは5ページから6ページに書いています。

まさに、多重債務対策を進めることが自殺防止になるわけですがけれども、直接的にはそれできないで、まだ富士の樹海にさまよう人が、現実に本当にいらっしゃいます。ある面では待たなしの状況があります。そういう思いから看板を立てたわけですがけれども、その県有林課からクレームがあって、一旦撤去をするという状況にもなっております。

これは私たち民間団体がやるだけではなくて、是非地方自治体や国でもこれを呼びかけていただきたいと思っています。特に、例えば国立公園の中であると、公共団体だとオッケーだけでも、民間団体は許可しないと、色々な制約があるように言われております。自殺対策基本法もできているわけですから、国を挙げて自殺対策を進めるという方向で強く呼びかけて、自殺が多発している地域に、是非看板を立てていただきたいと思っております。ちょっと長くなりましたけれども。

吉野座長 どうもありがとうございました。

2番目の件は14ページのところに書かせていただいたこと。それから1番目の日本クレジットカウンセリング協会に関しまして、では市川室長の方からお願いいたします。

これは皆さんの資料では5ページの下から4行目ぐらいのところから、日本クレジットカウンセリング協会における相談は現在全国3カ所なんですけれども、それを各ブロックに設置していただきたいという文章です。

市川金融会社室長 財団法人日本クレジットカウンセリング協会につきましては、経済産業省及び金融庁が民法上の主務大臣としてこれを見ているところでございますが、まず、ご批判のうち第1点、貸し手が金を出さずから公平ではないというご指摘がございました。

クレジットカウンセリング協会のカウンセリングのマニュアルにつきましては、弁護士会の方々のご意見も踏まえて、弁護士会の方々も参加する理事会、評議会の承認をとって得られておりますので、そこはちょっと金を出しているからというご印象だけでご発言されるのはいかがかと考えるところでございます。

それから、経費の割に相談件数が上がらないというご批判、これは多々頂戴するところでございますが、このクレジットカウンセリング協会におけるカウンセリングの場合には、相談者の方に最低3回ぐらいは足を運んでいただきまして、先日、高橋委員からもご指摘ございまし

たけれども、家計管理指導を行うということが基本になっております。やはり、多重債務の防止、予防というものは、教育の場だけではなくて、やはりカウンセリングの場でも提供できることであり、こうしたきめ細かい指導というものが重要なのではないかと。

逆に債務整理だけ手軽にやって、またどうぞというわけにもいかないものですから、これは確かに3度も足を運んでいただく。そのたびに相談の経費がかかるわけですから、経費はかかるところでございますが、重要な活動であるにご理解賜ればと存じます。

以上です。

吉野座長 ありがとうございます。

では、宇都宮先生どうぞ。

宇都宮委員 資料6-2で意見を出しているとおりになんですけれども、基本的に今回事務局が取りまとめられた案につきましては賛同します。これまでに出示された色々な意見を酌み取っていただいて、多重債務対策を一層推進するというような取りまとめになっているのではないかと思います。

ただ、対策を確実に実施しようと思えば、具体的なタイムスケジュールとか目標を明確にした方がいいのではないかと思います。そういう趣旨の意見を述べさせていただきます。

まず、市町村における相談体制の確立ですけれども、現在1,834市町村あるようですけれども、基本的には市においては消費者センター等があるところも多いと思われまので、少なくとも本年末までにはすべての市、これは802あるらしいですけれども、そこできちっとした相談体制、これは事情聴取や解決方法の回答を行うような体制を全ての市でとるべきではないかと。それから町村は1,028あるようですけれども、少なくともそのうちの3割、300町村ぐらいには、こういう体制をとることを目標として多重債務対策を推進すべきではないかと考えております。したがって、市と町村合わせれば、本年末までに1,000を超える市町村の相談体制の確立を目指すべきだろう。

それから来年末。これは事務局の取りまとめでは、改正貸金業法の完全実施までと言われておりますけれども、完全実施というと2009年の末ですね。それよりももっと早く、来年2008年末ぐらいまでには、全市町村で相談体制をとるように努力すべきではないかと思っておりますので、そういう意見を述べさせていただきます。

それから都道府県に関しては、都道府県で多重債務対策協議会、あるいは対策本部を作るのは大賛成です。ただ、これをいつまでに作るべきかという点ですけれども、私としては、9月末ぐらいを目途に全都道府県で結成を目指すべきではないかと考えております。

といいますのは、ヤミ金問題が大きな社会問題になったときに、一番最初にヤミ金対策会議ができたのは長野県だったんですけれども、ちょうど2003年6月に大阪の八尾市でヤミ金の取立てに追われて3人の方が鉄道自殺した事件が発生しまして、そのとき私、ヤミ金対策会議の代表として全国の都道府県知事に、早急に長野県を参考にしてヤミ金対策会議をつくるべきだ、住民からヤミ金の被害をなくして、ヤミ金のために自殺を出すような事態を防ぐべきだという提案をさせてもらいました。

その後、2004年6月に、日弁連が全国の自治体にアンケート調査をやりまして、都道府県でヤミ金対策協議会が設置されているか否かという問い合わせをしたところ、2004年の時点で42都道府県でヤミ金対策会議を作ったという報告を受けていますので、恐らくこれは現在も存続しているか、あるいはヤミ金融が2003年をピークにやや減少していますから、開店休業状態に陥っているところもあるかもしれませんが、この組織を多重債務対策会議に組織変更していけば、スムーズに協議会ないし対策本部が設置できるのではないかと思います。そういう都道府県単位は消費者センターもそろっていますし、陣容もそろっていますので、できるだけ早期に、こういう本部をつくるような目標を定めるべきではないかと思っております。

それから、国が呼びかけて市町村とか都道府県に、多重債務対策組織を作ってもらうだけではなくて、その後のフォローが重要ではないかと思っておりますので、前回、私は全国の都道府県の対策会議を年1回ぐらい開いたらどうかと言ったんですけれども、それが困難であれば、ブロック単位で多重債務問題取組みについての研修会等を開催したらどうかと考えております。

それから、そういうことについての取組みの検証は絶対必要ですので、事務局の案にありますように、是非来年も自治体アンケートを実施して、どの程度進んでいるかということを検証すべきだろうと思っております。

自殺対策については、本多委員が述べたとおりです。

それから、法テラスについては事務局が十分述べられているから、これでいいと思います。

あと、特に多重債務者に対する相談窓口への誘導の点では、消費者金融業者の広告の中で相談窓口の紹介をさせるべきではないか。例えば法テラスのコールセンターの番号を必ず入れさせるというような工夫をしたらどうかということをご提案させてもらっています。

それから、いまだに利息制限法に違反する金利の支払い義務がないことをよく理解していない利用者がいますので、そういう点も具体的に広告で記載させるということをご考えたらどうかと思っております。

それから、セーフティネット、生活保護については、具体的な指摘がありますのでいいと思

いますけれども、特にこのセーフティネットとか生活保護等については、国の財政上の問題もあるかと思えますけれども、是非やっていただけたらと思います。前回の有識者会議で池尾先生が、ソルベンシーの問題とリクイディティーというのですか、その問題があると。

それで、今日たまたま配布していただいた日弁連の破産記録調査ですが、これは日弁連で3年に1回ぐらい調査しているんですけども、2005年の調査ができ上がりましたので配布していただいたんです。

例えば、ここの16ページをご覧くださいと思うんですけども、この2005年の調査、2004年の破産申立てをした人の記録について、裁判所の了解を得て、無作為抽出で約千数百件のデータを分析したものなんですけれども、破産原因を見ますと、生活苦、低所得というのが24.4%で、あと病気、医療費とか失業、転職、給料の減少等を合わせれば45%。事業資金というのは、中小零細事業者の経営者の破産に絡んだ破産原因だと思えますけれども、それを合わせれば52%。2人に1人がこういう収入の減少とか、低所得というのが原因になっております。

それから同じ資料の19ページです。破産申立人の月収の分布というのがありますけれども、月収、手取り20万未満が79%、約80%になっております。それから月収は1人世帯であれば20万円でも何とか生活することができますが、最後の方に資料の52ページに破産申立人の家族構成という欄がありますけれども、単身は19%で、つまり自己破産者の8割以上が家族がいるんですね。

そういう中での低所得であるということで、破産申立てをして免責許可決定を得たら債務は免除されるわけですけども、その後の生活をどうするかというのは常に問題になるわけですね。破産しますと、信用情報機関に登載されますので、どこからも借りられなくなる。そうすると、こういう人たちの生活の再生、あるいは生活の維持というのが、まさに重要なのが低利融資制度とか、あるいはどちらかといえば生活保護に頼らざるを得ない人がいるんですね、病気とかけがをしている収入がない人。だから、その辺の手当てをしていかないと、現在、多重債務に陥っている人だけではなくて、自己破産者がヤミ金のターゲットになる可能性がありますので、その辺、是非これは厚労省の関係なのかと思えますけれども、ご検討をいただけたらと思います。

それからヤミ金の撲滅に向けて取締り等については、十分これまで意見を言わせてもらったことを反映していただいていると思っております。

以上です。

吉野座長 どうもありがとうございました。

今の関係で、消費者金融の広告のところに例えば相談窓口を記載するとか、そういう意見はいかがでしょうか。

市川金融会社室長 改正貸金業法におきまして、広告に係る義務は15条、16条に定められているとおりでございまして、今回、ただいまその義務付けを若干超える、あるいはやや踏み込んだご提言をいただいたかなと感じております。

ただ、今回のこの2点につきましては、何人もご指摘を受けているところでございますので、法的な義務をやや超えているということも踏まえつつ、自主規制ルール等々の中で考えるべき論点ではないかと。ただ、実務との調和も必要でございまして、例えば利息制限法を超える金利というお話もございましたが、一方で、当分の間は貸金業規制法43条は残るわけでございます。そういたしますと、任意の弁済を期待してこの上限金利、超過金利での貸付けをオファーすることも違法ではない。

そうしますと、広告に記載するという文言も、一方で法的義務はないということも仮に書くとしても、その一方で業者としては返済を期待できる、信頼に足る人にお貸ししておりますというような、広告という性質上、そういう文言になるのかなと。そこまでをだめだというふうには言えなくなってしまうのではないのか。

あるいは、広告といっても色々あるかと思えます。こんな小さな2～3行の広告。夕刊紙にヤミ金が出す3行広告は別として、まともな業者でも大きな広告を出すときもあれば、小さな広告を出すときもありますし、15秒ぐらいで流れるテレビCM等々もございます。いずれにせよ、そういう現実問題もあるのかなと。

それからカウンセリング機関につきましても、どのようなカウンセリング機関を紹介するのかという問題もございまして、最終的に弁護士先生というのは消費者 今日はお許しいただきまして、業者の方々が参加していない場ですので、私、思い切り業者寄りのことを言わせていただきますと、弁護士先生というのは、その職責上、最終的にはクライアントの利益を最大化するために働かなければならない。そうしますと、クライアントに不利なことは知っていても、それは話さないという、それが職責なのかなと思えます。

逆にそうなりますと、業者の方は裁判所のような中立公平な取り扱いというのを期待できるのかという不安もあるのではないかと、そう思われますので、このカウンセリング機関というものの広告に仮に出すということになりますと、場合によっては、弁護士会や司法書士会、新しくできる貸金業協会との間で、相談のあり方等についてよく協議していただくことが必要になってくるかもしれません。

いずれにいたしましても、広告のあり方につきましては、そもそもの広告の自主規制という論点もございますので、その中で全体として考えていくべき問題ではないかと、そのように考えております。

以上でございます。

吉野座長 ありがとうございます。

それから宇都宮先生の42の都府県でヤミ金対策会議、これが恐らく多重債務者対策協議会に格上げされるというか、返送されればいいと思いますし、それからフォローアップというのも重要な点だと思いますので、ありがとうございました。

では、須田委員、いかがでしょうか。

須田委員 流れとしては、概ね非常によく取りまとめられているなと感じるんですが、1つ、これはどこの項目というところに、特段言えば、先ほど話していたカウンセリング協会のところに収斂してくるのかもしれませんが、対策についても、相談窓口にしましても、セーフティネットにしましても、無尽蔵の資金があれば幾らでも手厚く対応できるんですね。

ただ、昨今の行財政改革の流れの中で、中央省庁あるいは各地方自治体もかけられる人員、コストというのは限界があるのではないのかなと。その中で、少ない資金、コストの中でどうやっていったらいいのか。あるいはボランティアの善意だけでは、継続的、機能的な対応ができないと。期待できない、あるいは将来継続していくのかどうかわからないという状況の中で、やっぱり仕組みとしてきちんと作っていかねばならないんだろうなと、思います。

ですから国民広く一般に理解していただくためにも、そのコストを誰が負担するのかという問題意識といいますか、そういったものを全体的な流れの中に組み込んでいく必要がある。それはもちろん、この冒頭にもあるように、利用者が少なくとも約1,400万、うち多重債務に陥っているのが200万人ということですから、これはもちろん国民的問題であるという前提がある中で、一定のコストを国あるいは自治体が負担するのは当然のことだと思います。

もう一つは、やはり前回の会議の最後の方で私が申し上げたように、原因者負担という問題をもう少し強調すべきではないのか。その問題を一体誰が作ったのか。要するに誰にその責任の所在があるのか。全てとは言わないけれども、その一端があるわけですから、そのコスト負担という意味でも、業界に対する要求というのは、きちんと盛り込むべきではないか。その延長線上に立てば、カウンセリング協会の必要性、必然性というのも正しく理解していただけるのではないかと思います。

そしてもう1点が、先般、三和ファイナンス問題で行政処分を下されたということで、私自

身はようやくなのかなと。数年前からあその問題性というのはいろいろと言われていたところではあるんですが、ようやくやってくれたし、かなり踏み込んだ形での行政処分ということで非常に良かったのではないかなと思うんですが、14ページ、上記以外の取組みの中で、の中で、やはり今の監督システムというと、本庁を含めた各財務局、及び都道府県。これは登録業者がどこで登録しているかというところで監督は分かれると思うんですが、やはり各自治体の監督体制というのは非常に脆弱なのではないか。人間的にもノウハウ的にも。

これは人事異動というものがある中で、その専門職が養えないという事情があるだけに、一概にもっと強化しろとは言えないわけで、その辺で各財務局及び都道府県の連絡体制の強化、あるいは業者に対するチェック体制の強化というものをもう少し密にやっていただければ、その登録業者の違法行為というのはスムーズな形で取り締まるといえるか、チェック監督できるのではないかと。

これをただ単純に、多重債務被害者の観点側からアプローチするだけではなくて、業者に対するその種のアプローチというところも、もう少し手厚く盛り込むべきではないかなと思います。その2点です。

吉野座長 ありがとうございます。

特に、後者の14ページのところの改善に関してはいかがですか。もしあれば。

市川金融会社室長 14ページについて若干ご説明申し上げます。

現在、国は登録業者数700余に対し、専担の監督人員が極めて少数。これはもう少し付言いたしますと、兼任も含めて大体200ということですが、専担ということになりますと50以下になる。ただ、700に対して50もあれば十分ではないかというお話もあるんですが、大手の業者が多いものですから、これは地域をまたがっておりまして、ちょっと手薄かなということでございます。

それから都道府県でございます。これは、都道府県によって非常にばらつきがあるところがございます。東京都のように十一（といち）問題の最前線に立っているところはかなり手厚い体制をとっておるんですが、ちょっと県境をまたぐと急に監督、対策課の人員が1けたになってしまうとか、そういう問題がございます。ここは幾ら新貸金業協会が自主規制機関になるとはいっても、やはり特に小さな規模の業者は協会からこぼれるおそれも出てきますので、その時に協会の方に追い込むためにも、ぴしっと非協会員に対する監督をやらなければなりませんので、そのためには率直な感じといたしましては、特に監督人員の足りない都道府県には監督人員を増やしていただきたいと思っております。

それから連携ということでございますが、これは各都道府県ごとに貸金業対策協議会をやっておりますし、それから通常の苦情相談で国の方で受け取った苦情の中に都道府県のものがあれば、都道府県に流すというシステムをとっております。今後、こういう連携をさらに強化してまいりたいと考えております。

吉野座長 先ほどの宇都宮先生の関係でお願いします。

大森信用制度参事官 先ほどの宇都宮先生と須田さんから、どの範囲の自治体に何をやってもらい、どう負担を負うのかという共通した問題意識があったと思うんですけども、例えば来週日弁連のシンポジウムがありまして、私もお伺いさせていただきますけれども、野洲市の生水さんとか、岐阜県庁の山下さんとか、大体いつも同じ人が来られて、同じ人が来られるということは、他の自治体の取組みが目立っていないということだろうと思います。生水さんは、私、この手の会合だけでも3回目ですし、山下さんは、この会議に来ていただきました。

それで総務省と合同で実施した調査によりますと、1,800市町村のうち事情聴取までやっているのが約4割、解決方法の助言までやっているのが2割ということなんですけれども、これが生水さんとか山下さんのレベルの仕事になっているとは到底思えないわけでございます。事情聴取といっても、実態は、幾ら借金があるんですかとか、収入はどれくらいですか、あるいは解決方法の助言といっても、破産とか任意整理の選択肢を提示するというくらいにとどまっていると考えざるを得ないわけです。

事情聴取であればそもそもどういうきっかけで借金が始まったのか。給料が少ないのか、病気になるのか、欲しい物があったのか。それがどういう経過で膨らんでいってしまったのか。これまでの返済の経過はどうか。それから将来の返済のプランを立てるに当たって、勤務状況がどうなっているとか、家族構成がどうなっているとか、そういったことを丁寧に聞いた上で、やっぱり破産しかないのではないですかとか、任意整理はどうですかという弁護士や司法書士の仕事の直前のところまでやってあげるというのが、本当に有効な仕事の仕方なんだろうと。

それができるというのは、やっぱり現状から考えますと、ある程度窓口があるとか、専任の相談者がいるとか、センターがあるとか、そういったところを中核に考えていかざるを得ないし、新たな財政措置というのは将来の課題としてはともかく、まずはできることからやっていくということになりますと、有効な仕事をしていく上で、有効な目標の設定の仕方、要請のターゲットの設定の仕方というのがあるのではないかとということで、取りまとめ案としては書かせていただいたところでございます。

吉野座長 いかがでしょうか。

須田委員、何か追加はよろしいですか。

須田委員 ちょっと補足なんですけれども、これは先ほどの5のの部分ですけれども、これは金融庁側からは、この行財政改革の流れの中からは言い出しにくいんだろーと思ひますけれども、今の話があつたように、検査監督人員は非常に足りないと思ひうんですね。とはいつても、これだけ官僚の数が減らされている中で、霞が関で唯一伸びているのは、この金融庁の検査監督人員のところだけなんです。ただ、これはまだまだ私、足りないと思ひますし、多重債務対策をきちんとやっけていく中で、業者監督チェックという中では、我々の方から逆にその辺の人員拡充ということを求めていくべきではないのかなという感じがします。

吉野座長 ありがとうございます。

是非、こちらの方に我々の意見として入れさせていただきますので。

では、高橋委員いかがでしょうか。

高橋委員 貸金業法改正の時から関わつた者としましては、前向きな取りまとめ報告ができつつあるということは大変嬉しく思ひております。

その上で、3点ほど申し上げたいと思ひます。

まず1つ目は、冒頭でお話がありましたけれども、省庁間でできる限りの意見交換を行つてまとまつた報告だということですので、書かれていることは確実に実行されるのだろーという期待を持っております。各省庁、関係機関が責任ある対応をなさると信じておりますので、是非この信頼を裏切らないように取り組んでいただきたいというお願いでございます。

とりわけ、前回厳しいことを申し上げた省庁さんにおかれましては、わずかな期間に学習指導要領に盛り込まれそうな非常に前向きなところまで前進していただきまして、御礼を申し上げたいと思ひております。

この会議に関しましては、先ほどは宇都宮先生からもご意見がありましたように、やはりフォローアップ会合を開いていくことが大切だと思ひています。ですので、都道府県のプロック会議も開いた上で、霞が関にも現状報告をしていただき、定量分析、定性分析、両方行つて、うまくいつているケースに関しては、他に広めていくし、うまくいつていないところがあるとしたら、みんなで考へて何らかの支援をしていく、ということが行われることが必要だと思ひております。

2つ目は、私はずっと相談対応のことを申し上げてきたんですけれども、今回報告書では4割以上をそこに割いていただきまして、これに関しても非常に評価させていただきたいと思ひております。

ただし、書きぶりが「相談窓口の整備」となっております。単に窓口を設けようということではなくて、よく読めば中身も書かれているんですけども、こういう大きな政府のプロジェクトですと、だんだん国から都道府県、自治体、市区町村と行くに従って形骸化していくというおそれもあります。しつこいですが、相談窓口の整備というのは、単なる窓口設置ではなくて、丁寧に話を聞くだけでもなくて、そこで受け付けたものはきちんと解決にいたるまで責任持って行われるということです。

ですから、相談窓口というより、私はできれば相談室とか相談所とかいうイメージで、その中での家計管理のカウンセリング機能などを充実していく方向性でお願いしたい。

報告書で残念だったのは6ページの のところに、少し踏み込んでいただいたんですが、債務整理等を担当した弁護士等が色んな機関を含めてですけれども、多重債務から救われた人に対して「一定の学習プログラムを実施するといった工夫が必要ではないかとの指摘」という書きぶりにとどまっている点です。これをやっていただかないと、どんどん再発していると、片づけても片づけてもまた出てくるという状況になりますので、もう少し重く受けとめていただけるとありがたいと思っております。

自治体の窓口は、確かに色々なところで取材させていただいても、やはり緊急対応の救急車のような措置しかできないかもしれないと。どこかに移送するのを適切にやるということだけでも精一杯というところがあるとは伺っておりますけれども、やはり多重債務というのはいわゆる病気のようなところもありますので、きちんとカルテを整備して、処方箋を出してリハビリをやるというところまで一貫して行われることが必要で、自治体におかれましては、やはり多重債務者の方に関する記録をきちんととっていただいて、最後どうなったのかまでフォローしていただくことが大事だと思っております。

そして、利用された方に対するアンケートを実施していただくということをお願いしたいと思えます。よく消費生活相談の窓口で言われることなんですけれども、解決してしまって、その後フィードバックがないと、相談員の方々もどうなったのかなと心配であったり、またそのところで評価がないと、なかなか予算がつかないという問題があります。解決した人のその後をきちんと追跡していただくことも必要だと思っております。

それから、クレジットカウンセリング協会に関しても、実態に関して色々申し上げたわけですが、須田さんがおっしゃいました原因者負担の一つでもありますし、とにかく窓口が少ないわけですから、やっていただきたい、増やしていただきたいということを申し上げます。きちんとした対応を効率的にやっていただくためには、やっぱりパブリックプレッシャーが必

要だと思しますので、その内容をきちんと開示していただいて、またこういう場でもどのぐら
いよくなっているのかの報告が行われる形になることを期待したいと思います。

長くて恐縮ですが、最後3点目は金融庁さんに申し上げたいと思っております。

1つは社会政策に乗り出すという、非常に新たなチャレンジをしていただいたということに
対して敬意を表したいと思います。と同時に、金融庁の本来のお得意の分野も是非頑張っ
てほしいと思っています。4月4日、三和ファイナンスの違法行為に対して全店業務停止の命令が
下されたわけですが、ここで2年も議論をやっていても、まだそういうことが行われる
のか、そういうことをする業者がいるのか、ということに対して非常に腹立たしく思うん
ですけれども、なめられないように頑張りたいということでございます。

その監督と同時に、これは少し苦言になるかもしれませんが、地域金融機関に対して
貸し手としての機能をもっと充実させるような働きかけをしていただきたいと思います。昨日
は金融審議会の方で、地域金融についての議論をやっていたんですけども、やはり今日の報
告書を見てちょっと残念だったのは、8ページの「セーフティネット貸付けを行う「主体と
しては、きめ細かい相談対応が前提となることから、各地域に根付いた非営利機関や民間金
融機関が考えられる」とあるものの、ただし書きに、「民間金融機関の場合には、収益性の観
点からこうした取組みが可能かさらに検討が必要と考えられる」という非常に慎重な書きぶり
になっているんです。収益性の観点から見たらば、当然やってしかるべき金融機関も出てくる
はずなので、もう少し前向きに書いてほしい。

地域金融機関の中には不良債権処理とか、もろもろで国民のお金を使い、迷惑をかけたとこ
ろもあるわけです。きちんと営業できるようになったら、助けられたんだから今度はちゃんと
住民を助けましょうと、そういうふうに転換していただきたいと思います。

以上長くなりましたけれども、全体的には賛成でございます。取組みに当たっては、色々注
文をつけさせていただきましても、各省庁さんもよろしく願いいたします。

吉野座長 どうもありがとうございました。修文できるところは、是非やらせていただきた
いと思います。

では、野村委員どうぞ。

野村委員 私の方も、基本的には金融庁を中心に各省庁の大変な努力の跡がうかがわれる報
告書だということで、是非これを実現していただきたいと思います。

ただ、これまでは私自身も、こういう形での多重債務者の保護ということを前面に出して、
これを推進することの意見をずっと述べ続けてまいりましたし、またそうあるべきだと思っ

ですが、最後までありますので、あえてこの問題をこういう形で取りまとめるときに、一般の人たちがこれをどう受けとめるのかという観点から、2点だけお話をさせていただきたいと思っています。

まず、一番最初の「はじめに」のところですが、現状分析としましては、確かに200万を超える多重債務者の方がおられるわけですが、苦しい生活の中で多重債務に陥らないように努力してきた人たちも無数に存在しているわけであり、先ほど宇都宮先生の方からご指摘ありましたように、確かに生活苦、あるいは賃金が低いといったようなことが原因であることもあるかもしれませんが、そうでありながらも遊興費に使ったことが原因になっているという方もおられるわけであり、そういった方々が多重債務に陥っているものをなぜ国が救っているんだらうかと、やはりメッセージとしてまだ受けとめがたいと考えている方も存在しているだらうと思います。

そこで、特にこの1枚目の最初のところでは、「解決手段の一方法としてセーフティネット貸付けを提供するとともに」ということが書かれている、この文脈だけから見ると、何か多重債務に陥った人は、この財政難の国から低利でお金が借りられることになるのではないだらうかというイメージもやや伝わってくるところでございます。

他方、よく読んでみますと8ページなどを見ますと、日本版グラミン銀行の話などにも注記されていますし、さらにはその下の段落にも書かれていますように、しっかりとした原因の分析、それからモニタリング、さらには本当に返せるということが前提となって貸すんだと。必要最小限度の貸付けが行われるということが丁寧に書かれているわけなんです、どうもそこを読まないで、1ページ目のところではその趣旨がなかなか伝わらないという感じのところもあるかと思えます。

修正していただくかどうかは別にしましても、ここの部分のところでモラルハザードが生じないことを前提とした上でということが、やはり何らかの形で伝わる必要性、これを発表する段階でもそういうあたりのところを丁寧に説明いただければありがたいなと思っております。

それから私自身、いつも色々なことを言って人に嫌われる役回りをしているようなところがあるんですが、このペーパーは、専門家はすべて正義であるということが前提になっているような気がいたします。しかし、私も弁護士の資格を持っておりますが、弁護士がすべて正義であるとは限らないということが、やはり現実だと思えます。

このような会議のところにご出席されておられる方々、本当に頭の下がる思いをするような方々が目の前におられますと、ここに行けばすべて解決してもらえらるだらうと思えますが、

逆に言うと、そういう方がおられることに乗じて、自分たちの方に招き入れて無茶苦茶にしてしまっている人たちも実はたくさんいるわけでありまして、さらに借り入れをした方がいいですよと言って追い返しているような人たちもいる。

そういったような状況がある中で、相談窓口が広がって、相談者が増えればすべて解決されるというのは、やや夢物語的なところもあります。したがって、場合によっては一番最後のあたりのところでも、相談者自身の中でのレベル感の違いというものも当然ありますから、専門家の中でもさらに自己研鑽、自己研修なり、あるいは相互監視なりを強めていくことによって、相談者としての社会的な使命が果たされるように、そういった取組みが行われることを期待したいといった趣旨のことを書いていただきたいと思います。もし、それが無理ならば、そういう趣旨をここで議事録に残していただくなり何なりして、共通認識にしていいただければと思います。

変な言い方をしますと、こういう事態になると、ここに乘じて商売をやるうという人たちが当然出てくるわけでありまして、バッチをつけていけば、そういう思いにならないというわけではありませので、むしろ逆に言うと、専門家であるが故に、その人の言う言葉が全て正しいんだと過信してしまう方々が、第二の被害に遭うという可能性もないわけではありませので、是非その点をここで確認しておければと思います。

すみません、一生懸命やっている方が前提ですけれども、そうではない者もいるということを一応指摘させていただきたいと思います。

吉野座長 ありがとうございます。

では、佐藤先生いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、松田委員、いかがでしょうか。

松田委員 私も今回の答申は、本当に努力されていい取りまとめをされたと思います。

今後は、会議の冒頭で申し上げたように、やはり「できるところから始める」という、プライオリティーをつけながら、やれるところから始めるという姿勢を堅持していただきたいと思います。

それから、今、野村先生も言われたんですが、私も冒頭申し上げましたけれども、この問題は、この審議の場面では非常に理解されている問題ですけれども、本当に広く国民全体、社会全体から見たらどうかとなると、まだまだ一部の関係者が深刻な問題と認識しているにすぎない節が多分にあると思います。取りまとめの最後に、アクションプログラムのフォローを続けられないと、と書いてありますが、さらにそれにプラスして、この問題が健全な社会を構成

していく上で、社会の構造問題になっているような深刻な問題になりつつあるということを社会全体に訴えていくことがなければ、先ほど須田先生も言うておられたけれども、誰がコストを負担するんだという問題もありますので、そういう社会全体、国民全体の理解と問題に対する意識、それが深まりますように、いろいろ大変でしょうけれども、関係省庁の方々のご努力をさらに熱望したいと、このように思います。

以上です。

吉野座長 ありがとうございます。

では、池尾先生いかがでしょうか。

池尾委員 1点だけ、要望というか、細かい点になりますが、報告案でいうと12ページです。

4のヤミ金撲滅に向けた取締りの強化のところですが、(1)の で「いわゆるヤミ金」ということで、後の議論がずっと続いているんですが、やっぱりヤミ金に関する定義みたいなことを入れておいた方がいいのではないかと思うんですね。

その定義というのは、ヤミ金というのはそれ自体違法な行為をしているのであって、犯罪なんだということを明確に認識として最初に書いておいた方がいいと思うんです。それは今何人かの委員がおっしゃいましたように、この多重債務の問題自体、社会的に正確になかなか理解されていない、あるいはされにくいバイアスをどうしても持つような問題であるというところで、ヤミ金というの、改めて考えれば犯罪なんだろうとわかるにしても、何となく悪質な行為程度の認識にとどまっている場合もあり得ると思うんですね。これは明らかに違法行為であり、犯罪なんだということを、やはりこの場では共通理解がもしれませんが、繰り返しになりますが、社会的に問題を正確に認識してもらうためには、「いわゆる」ではなくて、若干の定義を項目として立てた方がいいのではないかということです。

吉野座長 ありがとうございます。そうさせていただきます。

では、草野委員いかがでしょうか。

草野委員 短期間にこういう積極的な取りまとめをされたことに敬意を表したいと思います。

やはり、情報と連携というのは非常に大きなキーワードかなと。それと、いかにスピードをアップさせていくかということ。情報に関して言うと、受け皿は作ったけれども、まだ情報が届かない人たちへどう届けていくかというような工夫と、それからしつこいぐらいの努力というのは必要ではないかなと思っています。

それと、高橋委員が触れておられましたけれども、一度陥った方たちが繰り返さないためにというところが、やっぱりまだちょっと弱いような気がしています。それを弁護士さんだけに

担わせるのは非常に難しいのではないかと。そのための学習の機会なり、勉強会なり、そういうものを相談の窓口を含めて、そういう協議会でフォローですね、そこは設置していく必要はあるのではないかなと感じました。

以上です。

吉野座長 ありがとうございます。

他はございますでしょうか。本多委員どうぞ。

本多委員 今の繰り返さないためにという部分なんですけど、私たち被害者の会でも、そこは非常に大事にしているところです。生活をしっかり立てて、二度と借りないでしっかり生活しようねという相談活動をしております。

それは借金の整理ができて、再スタートできるという、それはそれでいいんです。ある面ではそういう点の解決になるんですけども、生活が苦しい中で借りて、整理したからといって、生活自体の苦しさはまだ変わらない。そこでどうするという事になると、非常に悩ましい問題が出てきます。

私の資料6 - 3の3ページに書いているんですけども、私たちの被害者の会に相談に来る方が、収入はほとんど14万から15万ぐらいなんです。先ほど宇都宮先生からの破産の原因の中にもありましたけれども、14~15万までの収入の人が多分7割か8割ぐらいとさっき提示されていましたが、本当に実態なんです。働いても働いても生活ができない。いわゆるワーキングプアと言われている実態があります。若い人にも、非正規、派遣や、フリーターというのが本当に多くなっているんですね。ですから、やっぱりこれが多重債務の温床にもなっているんです。

ですから、ここに全体の中で触れられていないものとして、貧困の問題を解決しないことには、この問題はなかなか本当の意味では解決できないということで、最低賃金の引き上げアップの見直しの問題も、先ほどの提起の中で出されておりますけれども、是非そういうこととあわせて、しっかり安心して働ける制度の問題ですね。だから派遣労働の見直しの問題、それからあとは生活保護の問題もあるんですけども、医療保険や雇用保険だとか、そういう社会保障の充実の問題も、関係省庁の中では、多重債務対策という中でも是非検討をしていただきたいと思っております。

それから、学校教育の問題では、学校では小遣い帳をつけさせる運動をやっていたらしいんですけども、それが今、家庭科の教育の中ではないらしいんですね。だから、子供の段階で家計管理をしっかりやっていくということを教えていくという関係からも どうしてそうな

ってしまったのか、文科省の方、わかれば教えていただきたいんですが、できればそれを復活してもらおうということも大事ではないかなと思っています。

いずれにしても、都道府県あるいは各市町村で関係部署を集めた対策会議をしっかりと行って、先ほど繰り返さないという関係で言いますと、このページの中では、多重債務者支援団体と一緒に運動を、と記載されておりますけれども、私たち被害者連絡協議会は、今、39都道府県、84の被害者の会がありますが、是非そこにも参加していくように私ども努力しますし、また呼びかけもしていただきたい。

残る8つの県が、まだ被害者の会がありませんけれども、今年中に、是非全47都道府県で被害者の会を作り、そういう対策本部ができれば、そこで一緒に力をあわせて解決できるようにしていきたい。それから私は、被害者同士の集まりを大事にしているんです。被害者同士の集まりの中で、家計管理もしっかりやっていくという運動もしておりますので、そういう点でも協力していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

吉野座長 ありがとうございます。

そのほかにございますでしょうか。

高橋委員どうぞ。

高橋委員 今の小遣い帳というお話に触発されまして、ちょっとつけ加えさせていただきたいんですけれども、やはり小遣い帳と家計簿というのは、私は大変重要だと思っています。どんな小さな組織にも帳簿が必要なわけで、それがないところから問題が発生することが多いと思っています。

この報告書の中にも、金融広報中央委員会の記述がありますけれども、先般、金融広報中央委員会の方で、平成19年度の取組みをテーマに学識経験者委員会議というのがございまして、吉野先生と私はその委員ですけれども、この多重債務の問題も話し合いましてお願いをしまいりました。一つは、小遣い帳が「知るぼると」という金融広報中央委員会のホームページからどなたでもダウンロードして、プリントアウトして作れるような形になっておりますので、これを幅広く知らせていくこと。

その小遣い帳については、家庭科系の先生から、大人でも多重債務になってしまった人、あるいは家計簿がつけられない人が、まずこれをつけたらばいいというご発言がありました。お金の使い方を指導されながらつけていく形式なので、都道府県とかいろんな機関で、まず、こういうものを広めていただくことも予防的には必要かなと思っています。

それからもう一つ、金融広報中央委員会発行の家計夢ノートという、3カ月版の簡単な家計

簿がございます。これは手前味噌で恐縮なんですが、十数年前に私がプロジェクトを立ち上げて開発したもので、現在は家計のレッスン用に無料配布ができるようになっております。それが欲しいということであれば、増刷をかけることはやぶさかではないと金融広報中央委員会の方から言われております。

ただ、いきなり言われて用意できないと困るということです。都道府県に各地委員会がありますので、そちらの方で部数を取りまとめて、金融広報中央委員会の方にうちの県はこういうものを使いたいと言っただけならば、準備はしたいという前向きな回答をいただいております。是非そんなことも政府の方で会議で話し合っただけならと思っております。

以上です。

吉野座長 どうもありがとうございます。

他にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。今日は非常に速いスピードでこの文書を読んでいただきましたものから、おかげさまで本来であれば少し延びるはずだったんですが、順調に皆様から大変貴重なご意見をいただきました。大きな流れとしては、この会議は全部で6回これまで開催させていただきまして、各省庁の方々に毎回来ていただきまして、それから委員の方々とやりとりというのも随分あったと思います。

今後、今日いただきましたご意見を踏まえまして、私と事務局の方でこれを修文させていただきたいと思っております。大きな流れとしては、各省庁から今日来られた方々に、是非各省庁の連携というのをこれからも続けていきたいということと、それから県、市町村それぞれのレベルで、皆さんこの周りにおられる方々もたくさんおられると思いますが、それぞれのところで相談室というような形で、是非ただの窓口でなくやっていただきたいということだと思います。それからあとはカウンセリング、その情報の流し方、こういうものも皆様のご意見を踏まえまして後、少し修文させていただければと思っております。

大筋といたしましては、ここでたたき台として出させていただきました「多重債務問題の解決に向けた方策について」、これで皆様にご了解をいただいて、あと、できれば私と事務局の方でこれを修文させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、これをもちまして、全部で6回やらせていただきましたけれども……

宇都宮委員 すみません、ちょっとだけ質問させてください。

吉野座長 はい、どうぞ。

宇都宮委員 フォローアップの会議をいつか開くということになっていますけれども、これを吉野座長と事務方がまとめた後のスケジュールですね。対策本部に多分上げるんだと思いますけれども、対策本部の会議がいつ開かれて、それから対策本部としてはそれを踏まえて、いつごろ行動計画を打ち出すのか。その辺おわかりでしたら、教えていただけたらと思います。

大森信用制度参事官 初回に申し上げましたけれども、昨年末の段階で今春とっておりますから、少なくとも春という言葉で表現できるうちに対策本部としてプログラムを作るということだと認識しております。

今日は有識者の会議が一区切りを迎えたということでございますので、これを受けて、また各省間で、有識者の集まりですから「要請する」というような表現になっているところもあれば、それは政府としては自らやるということであるかもわかりませんし、自治体に対しては依然として要請するということかもわかりません。

いずれにしても、春という言葉で表現できる範囲内で、政府としてこのいただいた案を基に行動計画を作るというところまでが、現在決まっているところでございます。

本多委員 関連して。

吉野座長 どうぞ。

本多委員 実際に、まだ3年なんですね。色々まだ問題が出てくる可能性がある。せっかくいい取りまとめ案が出て、それがどのように実行されてきているのか。やはり私たちは非常に関心の高いところですので、一旦は今日の有識者会議は終わるかと思うんですけれども、継続的に折々にこういう会議を招集していただいて、実際に金融審査会ができて、多重債務者がなくなるというものを見届けたいと思いますし、そのための我々の運動も必要なのかなと思うんです。この有識者会議そのものはどうなるのか。できたら折々には招集してもらおうというようにしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

大森信用制度参事官 前回は申しましたが、この会議の委員をお引き受けいただくに当たります。まずはここまでの作業をするということが当面の目的ということでお願いをいたしましたので、その後のことまで言うのは、私にそんなことを言う権限があるのかもよくわからないんですけれども、この6回の議論の中でフォローアップというようなご意見もありましたので、今、本多さんのおっしゃったようなことは、座長ともご相談の上、今後の対応につきまして検討いたしまして、必要に応じてご連絡させていただきたいと思っております。

吉野座長 それでは、今日のまとめに関しましては、4月9日に私、ちょっと海外出張しますので、事務局の方から記者レクをお願いしたいと思っております。

あと、皆様のご意見では、ほとんどの方がフォローアップが是非必要だということでございますし、ここで終わったということではないと思いますので、是非今後もまた色々ご協力いただければと思います。

今日は貴重なご意見をどうもありがとうございました。これをもちまして、本日の会合を終わらせていただきます。ありがとうございました。